

## 王寺町雨水タンク設置補助金交付要綱

平成28年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、雨水の流出抑制を図ることにより河川等の浸水被害の軽減に寄与するとともに災害など非常時における生活用水の確保、雨水の再利用等水資源を有効利用するため、雨水タンクを設置する者に対し、予算の範囲内において交付する王寺町雨水タンク設置補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に所在する自己の居住の用に供する住宅(店舗兼住宅を含む。)で、過去に補助金の交付を受けていない住宅(以下「住宅」という。)の敷地内に雨水タンクを設置する者
- (2) 雨水タンクが転倒しないよう安全対策を実施し、設置した雨水タンクを適切に維持管理できる者
- (3) 雨水を散水等に利用できる者
- (4) 第6条第1項の現地調査その他必要な調査を拒否しない者
- (5) 町税を滞納していない者

(補助金の交付対象雨水タンク)

第3条 補助金の交付の対象となる雨水タンクは、1住宅につき4基以内とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅の雨樋に接続され、地上据え置き型であること。
- (2) 総容量が100リットル以上であること。
- (3) 商品として一般的に流通しているものであること。
- (4) 耐用年数が5年以上のものであること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、雨水タンクの本体価格と設置工事費を合計した額(消費税及び地方消費税額は除く。)に2分の1を乗じて得た額とし、1基当たり45,000円を限度とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、王寺町雨水タンク設置補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 住宅の位置図
- (2) 雨水タンクの配置図
- (3) 領収書及び内訳明細書の写し
- (4) 設置後のカラー写真
- (5) その他町長が必要と認めるもの

2 申請期間は、雨水タンクを購入した日から6箇月以内とする。

(補助金の交付決定通知)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容の審査をするとともに現地調査を行い、補助金を交付することを決定したときは、王寺町雨水タンク設置補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査及び現地調査を行った結果、補助金を交付しないことを決定したときは、王寺町雨水タンク設置補助金交付却下通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 申請者は、第6条第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに王寺町雨水タンク設置補助金交付請求書(第4号様式)により、町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに申請者に補助金を支払うものとする。

(廃止の申請)

第8条 補助金の交付を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、第3条第4号に規定する耐用年数を経過せずに雨水タンクを廃止しようとするときは、王寺町雨水タンク廃止届出書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 町長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、雨水タンクの経過年数にかかわらず補助金の全部を返還させることができる。

2 町長は、天災その他の不可抗力及び交付決定者の責めに帰さない場合を除き、交付決定者が耐用年数を経過せずに雨水タンクを廃棄し、売却し、又は譲渡したときは、補助金の全部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この告示は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に購入した雨水タンクから適用する。